

総社市営墓地条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 1 0 号

総社市営墓地条例施行規則の一部を改正する規則

総社市営墓地条例施行規則（平成 1 7 年総社市規則第 1 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
（使用料の減免） 第 4 条 条例第 7 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、<u>市営墓地使用料減免申請書</u>（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。 <u>様式第 2 号（第 3 条関係）</u> （別紙のとおり） <u>様式第 3 号（第 4 条関係）</u> （別紙のとおり）	（使用料等の減免） 第 4 条 条例第 7 条の規定により使用料又は管理料の減免を受けようとする者は、<u>市営墓地使用料（管理料）減免申請書</u>（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。 <u>様式第 2 号（第 3 条関係）</u> 略 <u>様式第 3 号（第 4 条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 2 号（第 3 条関係）
（表）

市営墓地 使用 許可証
使用承継

年 月 日

様

総社市長 

年 月 日付けで申請のあった市営墓地の使用について，次のとおり許可
します。

墓 地 名		墓地
使 用 許 可 番 号		第 号
使 用 許 可 年 月 日		年 月 日
使用区画	位 置	
	面 積	
使 用 料		円
代理人	住 所	
	氏 名	

(裏)

市営墓地使用者へ

- 1 次の場合には、手続が必要ですので必ず御連絡ください。
 - (1) 使用の許可を受けていた者（使用者）の変更をする場合は、使用承継許可申請が必要です。
 - (2) 使用者又は代理人が住所若しくは氏名を変更したとき、又は代理人を変更したときは、住所等変更届を提出してください。
 - (3) 墓所に新たに埋葬又は改葬をする場合は、あらかじめ埋葬・改葬届を提出してください。
 - (4) 墓所が不用になった場合は、返還届を提出してください。
 - (5) 墓所に工作物（墓石等）を設置する場合は、設置する前に工事許可申請書を提出してください。
- 2 その他墓所の使用に当たっては、関係条例等を遵守して適正な使用をお願いします。

様式第 3 号（第 4 条関係）

市営墓地使用料減免申請書

年 月 日

総社市長 様

住所
申請者
氏名

総社市営墓地条例第 7 条の規定により，次のとおり使用料の減免を申請します。

墓 地 名		墓地
使 用 区 画	位 置	
	面 積	
使 用 料		円
申 請 の 理 由		